

○琉球大学転学部，転学科，転課程に関する規程

(1972年3月27日)
制 定

第1条 琉球大学学則第36条第2項の規定に基づき，転学部，転学科および転課程（以下「転学科等」という。）に関し，必要な事項を定める。

第2条 転学科等を志願できる者は，転学科等を行う時点において本学に1年以上在学している者でなければならない。

第3条 転学科等を志願する者は，次の書類を指定する日（前学期にあつては2月10日，後学期にあつては8月10日）までに当該学部へ提出しなければならない。

- (1) 転学科等願書
- (2) 履歴書
- (3) 所属学部長の承諾書（学部を異にする場合に限る。）
- (4) その他学部長等が必要と認める書類

第4条 転学科等を志願する者の選考は，次の各号により審査する。

- (1) 当該学部が課す科目の試験
- (2) 在学中の成績
- (3) 入学した際の入学者選抜学力試験の成績
- (4) 面接

第5条 転学科等については，前条の審査結果に基づき，当該学部教授会の議を経て，学長が許可する。

第6条 転学科等を許可された者の既に修得した単位は認める。

第7条 転学科等を許可された者の在学すべき年数および年次は，当該学部教授会が決定する。

第8条 転学科等を許可された者の授業料は，当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

附 則

- 1 この規程は，1972年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日に現に存する学科に在学する者が，当該学科と同一もしくは類似する学則第2条第1項に規定する学科または課程に転学部，転学科，転課程を希望するときは，第3条から第5条までの規定にかかわらず，学長は，当該学部教授会の議を経てこれを

許可することができる。

附 則

この規程は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日）

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。